

令和7年度 長野市伝統芸能継承事業補助金 補助団体を募集します！

(募集要項)

長野市では、地域に根ざした伝統芸能の技を後世に継承するための活動を行う団体に補助金を交付しています。

- | | |
|------|-------------------------|
| ○補助率 | 事業にかかる経費の3分の2（千円未満切り捨て） |
| ○上限額 | 10万円 |

◇対象とならない事業◇

伝統芸能を継承する事業が対象のため、以下の事業は対象外です。

- ・祭事
- ・演奏や演舞に直接関わらないものの購入、修理
例) 神楽本体の修理、飾り提灯の張り替え、運搬用リヤカーの買い替え

◇対象とならない経費◇

- ・団体の経常的な活動に要する経費
例) 普段の稽古の経費
- ・団体の構成員に対する人件費、謝礼、賞品等
例) 獅子舞フェスティバルに荷物を運ぶ車の借用謝礼を保存会員に支払う
- ・飲食に要する経費
例) 弁当代、子ども体験会で配るお菓子代
- ・団体の事務所等を維持するために要する経費
- ・参加者各自に帰属するものに要する経費
例) 個人所有となる用具や衣装
- ・汎用性が高い備品購入に要する経費
例) 家具、家電、仮設倉庫



◇他の補助金との関係について◇

- ・同じ年度内に、市の他の補助金との重複申請はできません。
「過去に宝くじの助成（他の補助金）を受けて購入した物品を修理したい」、
「今後申請する予定で順番待ちの状態である」場合は申請可能です。

◇継続申請について◇

同一事業について通算3回まで補助申請ができます。
ただし、次年度の補助を約束するものではないため、年度ごとに申請が必要です。

◇申込締切◇ 令和7年6月25日（水）※必着

[申込み・問い合わせ先]

長野市観光文化部文化芸術課
〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地
TEL 026-224-7504 FAX 026-224-7351
E-mail geijutsu@city.nagano.lg.jp

裏面もご覧ください▼

【補助対象となるものの例】



○ 笛

- 獅子頭
- 幌(ほろ)
- 獅子が持つ道具

- 衣装(団体所有)
- 太鼓
- 桴(ばち)



※以下のものは対象外です

- × 神楽本体
- × 飾り提灯等の装飾品
- × 衣装(個人所有)
- × 運搬用リヤカー
- × のぼり旗

【その他 補助対象となるかどうか】

補助対象となるもの

- ・ 指導教育用DVD制作費
- ・ 保存会員以外への用具運搬謝礼
- ・ 親子神楽体験会の教材

補助対象外となるもの

- ・ 昼食やお菓子等の飲食代
- ・ 直会(なおりい)
- ・ 保存会員への用具運搬謝礼
- ・ 記録撮影用ビデオカメラ

※ 補助対象かどうか不明な場合は、お気軽にお問い合わせください。